

(別紙様式2)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 熊本県

農業委員会名： 熊本市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	8,180	3,350	—	—	—	11,500
経営耕地面積	6,840	2,873	1,179	1,656	38	9,713
遊休農地面積	49	56	53	3	0	105
農地台帳面積	8,225	5,184	5,131	53	0	13,409

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	6,649
自給的農家数	1,565
販売農家数	5,084
主業農家数	2,108
準主業農家数	801
副業的農家数	2,175

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	10,435
女性	4,806
40代以下	2,073

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	1,516
基本構想水準到達者	—
認定新規就農者	107
農業参入法人	23
集落営農経営	30
特定農業団体	0
集落営農組織	30

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

任期满了年月日 R 3 年 4 月 14 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	—	19
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	1
40代以下	—	2
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	48	47	33

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	11,500ha	5,200ha	45.2%
課 題	担い手への一定規模の面積の集積はできているものの面的な集約化には至っていない現状である。9地区の農地利用最適化推進チームで関係機関と連携強化し、面的な集約化を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
5,500ha	5,550 ha	350 ha	100.9%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地利用最適化推進チームを組織し、関係機関と連携強化して農地の集積・集約化を図る。農地利用最適化推進専門委員会を設置し、指針(全体版、地区版)を策定する。
活動実績	農地利用最適化推進チームを9地区に組織し、関係機関と連携強化し、農地の集積・集約化を図った。また、農地利用最適化推進専門委員会を設置し、「農地利用の最適化の推進に関する指針」(全体版、地区版)を策定し、3年後の目標を明確にした。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	担い手への集積については、農地利用最適化推進チームを組織し、農地中間管理機構等関係機関との連携強化により目標を達成することができた。
活動に対する評価	農地利用最適化推進チームの組織化や、農地利用最適化推進専門委員会による指針の策定等、体制整備と目標の明確化ができた。今後は、チーム内の役割分担等、目標に向けた具体的な活動の強化を図る。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	30経営体	22経営体	33経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	36ha	23ha	32ha
課題	新規参入者の営農定着のため、地域との橋渡しの役割として農地利用最適化推進委員の努力が必要である。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
33経営体	23経営体	70%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
32ha	17ha	53%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地利用最適化推進チームでの関係機関との連携による新規就農者情報の収集を行う。また営農定着に向けた助言指導及び地元農家との橋渡し等、新規就農者の支援を行う。
活動実績	農地利用最適化推進チーム活動強化により、関係機関と新規就農者の情報提供、情報共有を図った。また、新規就農セミナー等に出席し、農地関係の権利移動等について説明を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	新規就農者情報収集を図ったが、目標数は達成できなかった。
活動に対する評価	農地利用最適化推進チームによる新規就農者の情報提供、情報共有を更に強化していく必要がある。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成29年12月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	11,605ha	105ha	0.9%
課 題	利用状況調査を精密に実施し、遊休農地の早期発見、早期解消に努める。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
4ha	10ha	250%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	72人	平成30年8月～9月	平成30年10月～11月	
		調査方法	9地区を農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員、市職員で調査し、農地台帳システムと地図を整備する。		
	農地の利用意向調査	調査実施時期:平成30年11月～平成31年1月			
その他の活動					
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		72人	平成30年8月～9月	平成30年10月～11月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	平成30年11月～平成31年1月	調査結果取りまとめ時期	平成31年2月～3月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数: 2,078筆	調査数: 0筆	調査数: 0筆	
	調査面積: 165ha	調査面積: 0ha	調査面積: 0ha		
その他の活動					

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	利用状況調査を精密に実施したため、遊休農地の解消に成果を上げることができた。
活動に対する評価	利用状況調査、利用意向調査を更に強化し、遊休農地の早期発見、早期解消に努める。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	11,500ha	3.4ha
課 題	対象者の諸事情により、改善の見通しがすぐには立たない事例があるため、引き続き指導・勧告を継続していく必要がある。指導等は違反転用台帳で管理する。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度実績

実 績①	増減(B-①)
3.9ha	-0.5ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	違反転用者に対して引き続き是正指導を行い、違反転用台帳で管理を行う。 (地区委員会等で現地調査、現地指導を行う。)
活動実績	指導に従わない違反者に対しては、今後の指導・勧告について協議を実施した。法務局等からの農地転用の事実照会に対する取扱いについて見直しを行い、平成31年2月より新しい取扱いを実施した。これにより、違反転用を早期に発見し、迅速に現地の確認と是正指導を行うことができた。
活動に対する評価	おおむね成果はあったが、違反転用者に対する指導・勧告については、委員会での協議だけでなく、関係機関と協議し実施する必要がある。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 415件、うち許可 415件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農業委員及び事務局職員で確認している			
	是正措置	なし			
総会等での審議	実施状況	総会に出席した全農業委員で実施している			
	是正措置	なし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	1件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	なし			
審議結果等の公表	実施状況	公表している			
	是正措置	なし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	24日
	是正措置	なし			

2 農地転用申請に関する事務

(1年間の処理件数: 442件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農業委員及び事務局職員で確認している			
	是正措置	なし			
総会等での審議	実施状況	総会に出席した全農業委員で実施している			
	是正措置	なし			
審議結果等の公表	実施状況	公表している			
	是正措置	なし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	24日
	是正措置	なし			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		60 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		32 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		28 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		1 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		27 法人
	提出しなかった理由	法人が、報告書の提出義務があることを失念していたため	
	対応方針	報告書の提出の督促を随時実施していく	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 1,185件 公表時期 平成30年6月 情報の提供方法:熊本市ホームページ
	是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 3,699件 取りまとめ時期 平成31年3月 情報の提供方法:ホームページ公表
	是正措置	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 13,409 ha
		データ更新:住基台帳データ年1回、資産税データ年1回ほか随時更新 公表:国が運営する「農地情報公開システム」により公開している
	是正措置	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 〈対処内容〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

0件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--